

# 茨城県海岸漂着物対策推進地域計画 要約版

## 第1章 計画の意義及び目的

### 【計画作成の目的】

茨城県の海岸には、毎年漂着物が押し寄せるとともに、海岸利用に伴うごみが散乱し、景観、自然環境等、県内の豊かな自然への影響が懸念されています。

このため、茨城県の海岸漂着物対策を重点的に推進する区域及び対策の内容、関係者の役割分担と相互協力に関する事項等を定め、地域の海岸漂着物対策の基本的な方向性を示すとともに、それぞれの対策の内容を明らかにすることを目的として、「茨城県海岸漂着物対策推進地域計画」を作成し、海岸漂着物対策を推進することにより、海岸の良好な景観や環境の保全を図ります。

### 【計画の位置づけ】

本計画は、「美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境の保全に係る海岸漂着物等の処理等の推進に関する法律」第14条第1項の規定により、国の基本方針に基づき、作成するものです。

## 第2章 茨城県における海岸漂着物の現状と課題

### 2.1 海岸の延長、自然環境、社会環境等

- ◆ 茨城県の海岸総延長は約193kmとなっており、福島県境から大洗町までの崖と砂浜が混在した海岸と、大洗町から千葉県境までの長大な砂浜海岸から構成されています。
- ◆ 茨城県内には、久慈川、那珂川、利根川といった一級河川3水系及び28の二級河川が存在しています。
- ◆ 茨城県では、大洗町以北等に多くの漁港が存在するとともに、茨城港、鹿島港の2つの重要港湾を中心とした港湾活動が盛んです。
- ◆ 茨城県では、海水浴、キャンプ、釣り、サーフィン等の海岸レクリエーションが盛んであり、特に、毎年50万人以上の海水浴客が訪れる大洗サンビーチを始め、県内18箇所の海水浴場には毎年多くの海水浴客が訪れています。
- ◆ 茨城県沿岸には、北茨城市から日立市にかけての「花園花貫県立自然公園」、ひたちなか市から大洗町にかけての「大洗県立自然公園」が存在し、良好な自然景観を有するとともに、観光地として多くの人々が訪れる場所となっています。

### 2.2 海岸漂着物の現状と課題

#### (1) 海岸の特性、現地調査による海岸漂着物量（推計）を踏まえた現状と課題

- ◆ 河口部や放水路付近に比較的多くの海岸漂着物が見受けられます。
- ◆ 海岸漂着物は、木の幹・枝・植物片などの自然系漂着物が多く、次いで袋類や容器類などのプラスチック類が多く見られました。
- ◆ 茨城県の海岸漂着物量の総量は、現地調査の結果から、約2,902m<sup>3</sup>（約701t）と推計されます。

## (2) アンケート調査による海岸漂着物の状況

- ◆ 海岸漂着物の発生源としては、多くの関係団体が、海水浴客、観光客等の投棄、河川からの流入を多いと感じています。
- ◆ 海岸漂着物の回収・処理活動は、民間団体やボランティア等だけでの実施、関係団体の職員と民間団体等の共同による実施、関係団体が民間団体や事業者等に委託するパターンが多くなっています。
- ◆ 多くの関係団体で、特に処理に苦慮している海岸漂着物として、大型で、回収・処理が困難な流木が挙げられています。
- ◆ 海岸漂着物の発生抑制対策の現状としては、看板設置等による普及啓発を実施している関係団体がある一方で、特に実施していない関係団体も多くあります。

## (3) 現地調査結果及びアンケート調査結果における課題のまとめ

### 【海岸漂着物の処理に関する課題】

- ◆ 海岸漂着物の回収活動等に係る人手の確保や、費用の確保などの課題があるため、行政と地域住民や民間団体等が連携して、効果的・効率的に活動を推進することが必要です。
- ◆ 台風や洪水により突発的に大規模な海岸漂着物が発生した場合は、国の災害関連緊急大規模漂着流木等処理対策事業の活用等適切な対応が必要です。
- ◆ 回収活動にあたっては、海岸漂着危険物対応ガイドライン等に基づき、安全に十分配慮して行うことが必要です。

### 【海岸漂着物の発生抑制に関する課題】

- ◆ プラスチック類等の生活系の海岸漂着物や漁具類等の海岸漂着物が比較的多く発生していることから、地域住民や漁業関係者をはじめとする事業者の日頃の活動により発生する廃棄物の発生抑制が必要です。
- ◆ 間伐材の利用促進や木質系廃棄物のバイオマス利用等を図ることにより、処理困難な流木の発生を減らすことが必要です。
- ◆ 陸上で発生したゴミが、河川によって運ばれ海岸へ流出していると考えられることから、上流域を含めた広域的な発生抑制対策が必要です。

### 【普及啓発・環境教育に関する課題】

- ◆ 海岸漂着物となり得る、日常生活や事業活動に伴い発生する廃棄物の発生抑制や、海水浴等の海岸利用に伴うごみの散乱を防止するため、広域的な意識の高揚やモラルの向上を図る必要があります。

## 2.3 海岸漂着物対策における基本方針

- I 海岸漂着物の円滑な回収及び処理の推進
- II 海岸漂着物の効果的な発生抑制の推進
- III 普及啓発や環境教育の推進
- IV 多様な主体の適切な役割分担と連携の確保

### 第3章 海岸漂着物対策を重点的に推進する区域及び対策の内容

#### 3.1 海岸漂着物対策を重点的に推進する区域（重点区域）

##### (1) 海岸漂着物対策を重点的に推進する背景・目的

◆ 茨城県の海岸漂着物の総量は、2,902m<sup>3</sup>（約 701t）と推計されており、種類別では、木の幹・枝・植物片などの自然系漂着物が大半を占め、次に生活用品、漁具等のプラスチック類が多くなっています。また、関係団体へのアンケート調査によると、回収や処理に係る人手や費用の確保に苦慮している状況があります。



◆ 海岸漂着物量が多い地域や海岸利用者が多い地域等、特に対策を講ずる必要がある地域を「重点区域」として設定することにより、海岸漂着物の回収・処理に関する重点的な対策の推進に努めていきます。

##### (2) 重点的に推進する区域の範囲設定

◆ 重点区域の設定にあたっては、①海岸漂着物の状況、②海岸の利用状況、③自然環境・海岸景観の状況を総合的に評価し、砂浜が連続するなど海岸利用の観点から一体的に対策を講じることが望ましいと考えられる海岸を設定しました。

◆ 重点区域は、茨城県の海岸総延長約 193km に対し、約 125km を設定しました。

区域名	市町村	対象海岸	区域の概要
北茨城市 ～ 日立市北部 エリア	北茨城市 高萩市 日立市	平潟漁港海岸①	・足洗海岸以南では、海岸漂着物調査における海岸漂着物の推計量の多い海岸が連続している。 ・磯原二ツ島海水浴場、高萩海水浴場、伊師浜海水浴場、川尻海水浴場の4つの海水浴場が存在する。 ・高戸海岸以北及び伊師海岸が、花貫花園自然公園の一部になっている。
		平潟漁港海岸②	
		五浦海岸	
		大津海岸	
		大津漁港海岸	
		神岡下海岸	
		神岡上海岸	
		磯原海岸	
		下桜井海岸	
		足洗海岸	
		粟野海岸	
		小野矢指海岸	
		赤浜海岸	
		高戸海岸	
		有明海岸	
日立市南部 エリア	日立市	会瀬漁港海岸	・河原子港海岸付近では、海岸漂着物調査における海岸漂着物の推計量が県内で2番目に多い。 ・会瀬海水浴場、河原子港海水浴場、水木海水浴場、久慈浜海水浴場の3つの海水浴場が存在する。
		河原子海岸	
		河原子港海岸	
		金沢海岸	
		水木漁港海岸	
東海村 ～ 大洗海岸エリア	東海村 ひたちなか市 大洗町	豊岡海岸	・豊岡海岸付近では海岸漂着物調査における海岸漂着物の推計量の多い海岸が見られる。 ・県内で最も海水浴客数が多い大洗サンビーチ、2番目に多い阿字ヶ浦海水浴場をはじめ、5つの海水浴場が存在する。 ・ひたちなか市中央部及び大洗町北部の海岸が、大洗県立自然公園の一部になっている。
		常陸那珂港海岸	
		阿字ヶ浦海岸	
		磯崎漁港海岸	
		磯崎海岸	
		平磯海岸	
		平磯漁港海岸	
		那珂湊漁港海岸	
		磯浜海岸	
		大洗港海岸磯浜地区	
大洗港海岸大貫地区			
大貫海岸			

区域名	市町村	対象海岸	区域の概要
鉦田市中部 ～ 鹿嶋市エリア	鉦田市 鹿嶋市	大竹海岸	・大竹海岸鉦田海水浴場、下津海水浴場、平井海水浴場の計3つの海水浴場が存在する。 ・海浜公園等が連続して存在し、長大な砂浜海岸が続いている。
		汲上海岸	
		上沢海岸	
		飯島海岸	
		上幡木海岸	
		大小志崎海岸	
		武井釜海岸	
		浜津賀海岸	
		荒井海岸	
		青塚海岸	
		角折海岸	
		荒野海岸	
		小山海岸	
神栖市 エリア	神栖市	日川海岸	・南部では、海岸漂着物調査における海岸漂着物の推計量が県内で最も多い豊ヶ浜海岸をはじめ、漂着物量の多い海岸が連続している。 ・日川浜海水浴場や波崎海水浴場が存在する。
		柳川海岸	
		太田海岸	
		須田海岸	
		矢田部海岸	
		豊ヶ浜海岸	
		波崎漁港海岸	

重点区域に含まれる海岸とその概要

### 3.2 重点区域に関する海岸漂着物対策の内容

#### (1) 海岸漂着物の処理に関する施策

表 1 処理対策に係る内容

<b>実施主体</b>	海岸管理者，市町村，地域住民，民間団体等	
<b>対策等</b>	<b>回収・分別実施者</b>	1)海岸管理者，市町村 2)地域住民，民間団体等
	<b>回収・処理手順</b>	回収した海岸漂着物は，市町村や一部事務組合の一般廃棄物処理施設又は民間の廃棄物処理施設において処理を実施します。 1)回収・分別 2)再使用 3)再生利用 4)熱回収（焼却） 5)最終処分
	<b>役割分担・連携等</b>	海岸管理者，市町村は，地域における民間団体等と連携し，役割分担を確立するとともに，回収に係る技術的情報を共有することにより，効果的・効率的な回収に努めます。
	<b>時期・頻度</b>	各地域の状況に応じて，景観や環境等に支障がないよう，地域の関係者間で実施時期等を調整して，計画的に実施します。
<b>特記事項</b>	<p>海岸において不法投棄物を発見した際は，県，市町村の不法投棄対策担当部署と協力して，原因者の早期特定を図るなど，原因者による適正処理が行われるよう努めます。</p> <p>災害等による大量の漂着物を発見した際は，漂着物の量，場所及び，護岸や堤防などの海岸保全施設への影響等を速やかに把握し，円滑な処理に努めます。</p>	

(2) 海岸漂着物の発生抑制に関する施策

表 2 発生抑制に係る内容

<b>実施主体</b>		県, 市町村
<b>協力者</b>		国, 他県, 民間団体等
<b>対策等</b>	<b>対策内容</b>	1)3R の推進による循環型社会の形成 2)発生の状況及び要因に関する実態の把握 3)廃棄物の適正処理等の推進 4)廃棄物の投棄の防止 5)廃棄物の水域への流出または飛散の防止
	<b>内容</b>	・「茨城県廃棄物処理計画」等に基づく取組による循環型社会の形成, 廃棄物の適正処理, 不法投棄対策等を実施します。 ・ホームページや広報誌等を活用して, 海岸漂着物の状況や取組状況を周知するとともに, ごみ散乱防止キャンペーン等を実施し, 海岸漂着物になり得る廃棄物の発生抑制を図ります。
	<b>時期・頻度</b>	「茨城県廃棄物処理計画」等に基づく計画的な実施に努めるとともに, 各地域の状況に応じて, 民間団体等の意見を踏まえるなど, 効果的な時期での実施を検討します。
<b>特記事項</b>		特に, レジャー利用や事業活動など, 発生要因を概ね特定できる海岸漂着物が多く発生している地域については, レジャー利用者や漁業関係者等の事業者への普及啓発や指導を実施し, 意識の向上を図ります。

(3) 普及啓発・環境教育に関する方策

表 3 普及啓発・環境教育に関する内容

<b>実施主体</b>		県, 市町村
<b>協力者</b>		国, 地域住民, 民間団体等
<b>対策等</b>	<b>対策内容</b>	1)普及啓発の推進 2)環境教育の推進 3)普及啓発・環境教育における民間団体等との連携
	<b>内容</b>	・「茨城県廃棄物処理計画」等に基づく普及啓発, 環境教育等を実施します。 ・ホームページや広報誌等を活用して, 海岸漂着物の状況や取組状況を周知するとともに, 霞ヶ浦環境科学センターやエコフロンティアかさま等の環境関連施設や環境イベントを通じて, 環境学習を実施します。
	<b>時期・頻度</b>	「茨城県廃棄物処理計画」等に基づく計画的な実施に努めるとともに, 各地域の状況に応じて, 民間団体等の意見を踏まえるなど, 効果的な時期での実施を検討します。
<b>特記事項</b>		特に, 当該地域だけでなく多くの地域からの生活系の海岸漂着物が多く発生している地域については, 河川上流地域等の広域的な普及啓発や環境教育を実施し, 地域住民の意識の向上を図ります。

## 第4章 関係者の役割分担及び相互協力に関する事項

### (1) 地域住民、民間団体等の積極的な参画の促進

- ◆ 国、県、市町村は、海岸漂着物の問題に関する知識の普及、ボランティアに関する情報の提供等を行います。

### (2) 自発的な意思の尊重と公正性・透明性の確保

- ◆ 国、県、市町村は、地域住民や民間団体等との連携・協力を際し、その自発性や主体性が発揮できるよう努めます。
- ◆ 県及び市町村は、連携する各主体間における公正性や透明性の確保に努めます。

### (3) 民間団体等との緊密な連携と活動の支援

#### 1) 民間団体等との緊密な連携

- ◆ 国、県、市町村は、地域に貢献するとともに、重要な役割を果たしている民間団体等と緊密な連携の確保に努めます。
- ◆ 広報活動及び技術的助言等による情報面での支援等を行うとともに、技術支援や各種の助成制度等に関する情報の提供を行い民間団体等の活動の支援に努めます。

#### 2) 民間団体等の経験や技術等の活用

- ◆ 国、県、市町村は、民間団体等と連携を図り、これらが有する知見やネットワーク等を施策に活用するよう努めます。

#### 3) 民間団体等の活動における安全性の確保

- ◆ 国、県、市町村は、民間団体等が実施する海岸漂着物の回収に際し、必要な情報の提供、危険物管理等に関する知識の普及や助言等を行うこと等により、回収における安全性の確保に十分な配慮を行うよう努めます。

## 第5章 対策実施にあたり配慮すべき事項及びその他必要な事項

### (1) モニタリングの実施

- ◆ 県、市町村は、必要に応じて、地域計画に基づく回収事業等の実施結果の分析・検証を行い、この結果に基づき今後の回収事業等における改善策等を検討します。

### (2) 災害等の緊急時における対応

- ◆ 県、市町村は、災害などにより大量の海岸漂着物の発生や危険物が漂着した場合は、速やかに情報収集に努め、地域住民への周知並びに適正処理を実施します。
- ◆ 各海岸管理者や市町村の所管課の連絡先について、広く県民に周知し、連絡体制の構築に努めます。

### (3) 地域計画の変更

- ◆ 地域計画は、県内における海岸漂着物対策の進展や国の新たな施策の実施等を踏まえ、必要に応じて見直し、地域計画を変更した場合には、広く地域住民等に周知します。